

令和5年10月27日

令和5年 第10回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和5年第10回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年10月27日（金曜日）午後2時00分～午後3時44分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 岡 田 博 史（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教 育 部 長 小 俣 学

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

新 校 開 設
担 当 課 長 大 野 祐 司

青 少 年 課 長 石 川 博 隆

中央公民館長 伊 藤 智

教育部参事兼
教育指導課長
学校施設更新
等 担 当 課 長
指導担当課長
（統括指導
主 事 ）

生涯学習課長

中央図書館長

小 野 隆 一

中 橋 健

菅 野 恭 子

岩 野 秀 夫

浴 靖 子

6. 書 記

庶 務 係 長 長 瀬 由美子

主 事 浅 井 亮 介

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 2 5 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 2 6 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 2 7 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 6 第 2 8 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 7 第 4 3 号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想
(案) について
- 第 8 第 4 4 号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 9 その他報告事項 (1) 次期校務ネットワーク及びG I G Aスクールネットワーク検討委員会設置要綱
(2) 長期休業期間及び小学校第 5 学年における宿泊体験について
(3) 令和 6 年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱
(案) について
(4) 東大和市立中央図書館レファレンス室の一部における自習利用の試行に関する要綱 (案) について

◎開会の辞

○岡田教育長 では、ただいまから令和5年第10回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員にお願いいたします。

○藤宮委員 はい、分かりました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

資料をご覧ください。

9月22日、金曜日、教育委員会定例会に出席をいたしました。

9月23日、土曜日、東大和市民体育大会剣道大会に出席をいたしました。剣道のほか、この後もお話をさせていただきますが、日本の武道と呼ばれるものについて、子どもたちも大勢参加をされていて、大変すばらしいと感じたところです。

9月24日、日曜日、第53回ふれあい市民運動会に出席をいたしました。私も教育長となりまして、初めて市民体育館で行う市民運動会に出席をいたしました。非常にコンパクトな中にも市民が一緒に、今回は4つのグループに分かれて競い合うようなことなどもあり、楽しんでいる様子がうかがえました。また、アトラクションでは、東大和高校のチアリーディング部やバトンのクラブの子どもたちが演技を見せてくださったりなどもしていて、盛大に行われてすばらしかったです。

9月26日、火曜日、都立村山特別支援学校・学校公開に行っていました。

9月29日、金曜日、第24回MOA美術館東大和児童作品展に出席をいたしました。こちらは教育委員会としての賞の選定ということでもあります。今後、その賞の表彰式がこの後行われるという形になります。

9月30日、土曜日、東大和市民体育大会市民水泳大会に出席をいたしました。こちらにも子どもたち大勢参加をしていました。

そして、第三小学校の運動会に出席をいたしました。この日から小学校の運動会がスタートしたというところでございます。三小の運動会は、地域に根差した運動会ということで、保護者や地域の方への子どもたちの感謝の気持ちが大変強いといひましようか、それが演技の中にも盛り込まれていた運動会でございますた。

10月1日、日曜日、ハートグローバルミュージックアウトリーチを観覧いたしました。

10月2日、月曜日、市職員辞令交付式に出席をいたしました。校長会役員会に出席をいたしました。

10月5日、木曜日、校長会に出席をいたしました。第六小学校運動会に出席をいたしました。教育委員懇談会に出席をいたしました。

10月6日、金曜日、東京都市町村教育委員会連合会第1回研修会に出席をいたしました。時間が短くなってしまいましたが、オンラインで参加をさせていただきました。

それから、ロンドフィットネスクラブ東大和で実施の水泳授業の視察に行ってみました。こちらのほうは、今年度、第五小学校で実施をしております民間のロンドのプール施設を借りて水泳の授業を行っている様子を初めて見ましたけれども、中止になることもなくて、子どもたちが非常に楽しんで水泳授業を受けている様子が見られました。この後、子どもたちを含め様々なお声をいただきながら、今後のことについても検討していくことになっております。

10月7日、土曜日、第46回市政功労者表彰式に出席をいたしました。

10月9日、月曜日、東大和市民体育大会空手道大会、それから同じくボウリング競技会に出席をいたしました。

そして、こどもスマイルワークショップに出席をいたしました。こどもスマイルワークショップは教育委員会事業ではございませんが、東京都と連携をして、床に大きな東大和市の地図を書いて、そこに様々子どもたちの意見を書き込むという事業でございまして、見学をいたしました。市長も参加をいたしまして、子どもたちの意見を取り入れたまちづくりを今後も参考にしながら、東大和のまちづくりをしていきたいというような市長のお話などもございました。

次のページ、10月10日、火曜日、第4地区指導主事連絡会に出席をいたしました。第五小学校を訪問しました。

10月11日、水曜日、東京都市教育長会に出席をいたしました。

10月12日、木曜日、副校長会に出席をいたしました。

10月13日、金曜日、令和5年度東大和市戦没者追悼式に出席をいたしました。

そして、東大和市・喜多方市文化協会意見交換会に出席をいたしました。この意見交換会の次の日から東大和市の市民文化祭が開会しましたが、喜多方市文化協会との意見交換会の中で、やはり課題は継承の問題でそれを引き継いでいくために子どもたちがキーワードになるのではないかという意見が両市から挙がりました。私たち東大和市でも各小・中学校に東大和市の市民文化祭のことについては広く周知をしてきたところなので、お互いにこれからも子どもたちにこの良い文化を継承していきましようというような話合いを持つことができました。

10月14日、土曜日、第二小、第四小、第七小、第九小の運動会に出席をいたしました。

そして、先ほどお話しいたしました第53回東大和市民文化祭の開会式に出席をいたしました。

そして、青少対第八地区秋まつりに出席をいたしました。

そして、社会福祉協議会50周年記念式典に出席をいたしました。

10月15日、日曜日、令和5年度東大和市総合防災訓練に出席をいたしました。あいにくの雨で縮小した訓練となりましたが、第一中学校では生徒が防災に関する授業を受けておりまして、簡易的なテントを造り避難所でどのように過ごすのかというような体験をしていたり、またロープの結び方であったりなど様々な体験を通して学びを深めておりました。

そして、東大和市民文化祭では、喜多方市展示会、美術展、落語・小噺発表会、おしゃれ装い桜の会作品展、アート&クラフト展、こちらをそれぞれ拝見させていただきました。

10月18日、水曜日、全国連合小学校長会75周年記念祝賀会東京大会レセプションに出席をいたしました。全国的な小学校長会の75周年ということで、東京都だけではなく全国の小学校の校長先生が東京都に集まり研究協議会を行いました。

10月19日、木曜日、第一小学校を訪問いたしました。

そして、東大和市民文化祭の写真展、健康マージャン大会、こちらを拝見させていただきました。

10月20日、金曜日、第四中学校を訪問いたしました。

そして、東大和市民文化祭の J F 1 Y H F 東大和市アマチュア無線クラブ公開運用、こちらを拝見させていただきました。

10月は文化祭や体育祭をたくさん見させていただいて、市民の方や実行委員会の方々など様々な方とお会いする機会をたくさんいただきまして、人とのつながりも増えましたし、またいい刺激を受けたと思っているところでございます。

長くなりました。以上でございます。

教育長諸務報告は以上です。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 ありがとうございます。

それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第25号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第4 第26号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第5 第27号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第6 第28号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第25号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第4、第26号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第5、第27号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第6、第28号報告 事務の臨時代理の承認について、以上4件は関連がありますので、一括して議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

小野教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第25号報告、第26号報告、第27号報告及び第28号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましては関連がありますので、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第25号報告、第26号報告、第27号報告及び第28号報告とともに、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の交代に伴う内容であります。

内容につきましてご説明申し上げます。

本件は、東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の人事異動により、委員の解

任及び任命をするものであります。

この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和5年7月1日付及び10月1日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第25号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第26号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第27号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第28号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 7 第 4 3 号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合
新校建設基本構想（案）について

○岡田教育長 日程第 7、第 43 号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

小俣教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第 43 号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、第七小学校と第九小学校の統合による新しい学校の新校舎建設に当たりまして、学校の規模や求められる機能・役割等を整理し、地域の方々等の意見を踏まえながら、安全・安心で、地域に根差した魅力ある学校づくりを進めるための基本的な考え方をまとめました基本構想を策定するものでございます。

それでは、具体的な内容についてご説明申し上げます。

表紙と、それから目次をおめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。

1、基本構想策定の背景と目的、（1）策定の背景といたしまして、東大和市教育委員会では、将来にわたり児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するため、令和 2 年 7 月に策定をいたしました東大和市立小・中学校再編計画、令和 4 年 1 月に策定をいたしました東大和市学校施設長寿命化計画に基づき、第七小学校と第九小学校の統合により新しい学校を開設し、第七小学校の敷地に新校舎を開校することとしております。

統合スケジュールにつきましては、令和 8 年 4 月に学校を統合いたしまして、令和 10 年 2 学期の新校舎開校を目指すとしております。

新しい学校の建設に当たりましては、今の子どもたち、そして未来の子どもたちのために、快適な環境で学ぶことができ、充実した学校生活を送ることができるよう、今後の教育環境の変化にも対応可能な新しい時代の学校とするとともに、第七小学校と第九小学校の伝統を継承しながら、集会施設や学童保育所を複合し、地域のコミュニティの核としての役割を備えた学校施設の整備を目指すとしております。

2 ページをご覧ください。

(2) 策定の目的といたしまして、新しい学校の建設に当たり、学校の規模や求められる機能・役割等を整理し、地域の方々等の意見を踏まえながら、建設事業の実施に向けた条件等を整えるものとしております。

3 ページをご覧ください。

(3) 策定の基準といたしまして、東大和市総合計画 輝きプランなど、策定の基準となる計画の体系的な位置づけを示しております。その後、4 ページ以降で策定の基準となる計画の概略を説明しております。

4 ページをご覧ください。

①といたしまして、東大和市総合計画 輝きプランの概略を説明しております。

5 ページをご覧ください。

②といたしまして、東大和市公共施設等総合管理計画の概略、③といたしまして、東大和市小・中学校再編計画の概略を説明しております。

6 ページをご覧ください。

④といたしまして、東大和市学校施設長寿命化計画の概略を説明しております。

7 ページをご覧ください。

⑤といたしまして、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の概略を説明しております。

8 ページをご覧ください。

(4) 児童・保護者等の意見といたしまして、新しい学校の開設に向けて、新校舎の整備の検討に活用するため、第七小学校と第九小学校に通う児童と保護者の皆さまを中心に実施をいたしましたアンケート調査の結果の概要を記載しております。

12ページまでお進みください。

2、教育環境整備方針、(1) 東大和市の目指す学校といたしまして、市の目指す方向を見据えた中で、今の子どもたち、そして未来の子どもたちのために、新しい学校の施設整備を計画するとしております。

13ページをご覧ください。

(2) 新しい学校建設のコンセプトといたしまして、5つのコンセプトを示しております。5つのコンセプトといたしまして、1、学力、人間性を確かなものとする学校づくり、2、地域コミュニティの核となる学校づくり、3、安全安心

で快適な学校づくり、4、防災拠点としての学校づくり、5、脱炭素社会に貢献する学校づくりとしております。また、その他のコンセプトといたしまして、今後、市内全校の更新等が連続をすることから、財源に限りがあることも踏まえながら検討を進めるとしてしております。

14ページをご覧ください。

3、与条件の整理、（1）現況施設としまして、学校施設の概要等を掲載しております。

15ページをご覧ください。

（2）通学区域といたしまして、第七小学校と第九小学校の通学区域を掲載しております。

16ページをご覧ください。

（3）児童数の推計といたしまして、令和元年5月時点の推計を掲載しております。

17ページをご覧ください。

（4）沿革、教育目標、教育方針といたしまして、第七小学校の沿革などを掲載しております。また、おめくりいただきまして、18ページには、第九小学校の沿革等を掲載しております。

19ページをご覧ください。

（5）地域・地区要件等といたしまして、第七小学校と第九小学校の用途地域等を記載しております。

20ページをご覧ください。

（6）敷地の現況といたしまして、第七小学校の敷地の現況等を掲載しております。また、1枚おめくりいただきまして、22ページには、第九小学校の敷地の現況等を掲載しております。

24ページをご覧ください。

4、新校整備方針、（1）基本方針、（a）新しい学校建設のコンセプトに即した学校整備といたしまして、新しい学校建設のコンセプトに基づいた整備内容等を記載しております。

（b）立地条件に即した学校整備としまして、第七小学校敷地の地形を有効活用した新しい学校の建物配置を検討するとしております。

（2）必要諸室及び面積等、（a）教室といたしまして、新しい学校の普通教

室の広さは、8 m×9 mの72㎡を基本とするとしております。また、25ページでは、（b）学校の各室といたしまして、必要諸室を表にまとめて記載をしております。

26ページをご覧ください。

（c）複合化を図る施設の各室といたしまして、複合化をする学童保育所機能等の必要諸室を表にまとめて記載をしております。

また、（d）新しい学校の児童数及びクラス数といたしまして、令和元年5月時点の児童数の推計から想定をいたします統合時のクラス数を記載しております。

27ページをご覧ください。

（3）避難所としての整備、（a）地域防災拠点としての学校づくりといたしまして、新しい学校の建設に当たりましては、地域住民の避難場所としての機能や学校機能再開に必要な機能等の整備を検討するとしております。

（b）整備内容といたしまして、生活確保に必要な防災施設の整備等について記載をしております。

28ページをご覧ください。

（4）浸水対策、（a）敷地内の雨水処理といたしまして、敷地内の雨水は敷地内で処理を行っていく必要があるとしております。

また、29ページでは、（b）水害に対する安全対策といたしまして、建物が浸水しない対策を計画するとしております。

30ページをご覧ください。

（5）ユニバーサルデザインに基づく整備内容、（a）ユニバーサルデザインの推進といたしまして、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインを推進した計画・設計を進めるとしております。

また、（b）整備内容といたしまして、建物の配置計画等について記載しております。

①といたしまして、わかりやすく、円滑に建物への出入り等ができる配置計画について記載しております。また、31ページでは、②といたしまして、わかりやすく、動きやすい平面計画、③といたしまして、使いやすく、安全な各室計画について記載しております。

32ページをご覧ください。

（6）コスト削減に向けた方策等といたしまして、できる限りコンパクトで管

理しやすい施設づくりを行うこと等について記載しております。

33ページをご覧ください。

5、新校舎の配置、平面計画、（1）各諸室及び施設の配置方針といたしまして、児童の安全や利便性に配慮して計画するとしております。

34ページをご覧ください。

（2）配置計画といたしまして、新校舎1階の平面イメージを記載しております。

36ページをご覧ください。

（3）平面計画イメージといたしまして、1階平面イメージを掲載するとともに、特別支援関係諸室は建物1階に配置するなど、新校舎の特長等を記載しております。また、37ページでは、2階と3階の平面計画イメージを掲載しております。また、新校舎の配置計画、平面計画イメージについては、方針を示すものでありまして、今後、この基本構想に基づいて基本・実施設計における検討を進める中で、変更となる場合があるとしております。

38ページをご覧ください。

6、仮校舎の配置、平面計画、（1）配置方針といたしまして、第九小学校敷地にて、既存の第九小学校校舎を活用した仮校舎を計画するとしております。

（2）配置計画、平面計画イメージといたしまして、令和8年4月に仮校舎使用時から学校を統合することで、既存の第九小学校校舎を仮校舎として利用することが可能となるため、既存九小の校舎では足りない諸室を第九小学校の校庭に増築するとしております。また、39ページには、仮校舎の平面計画イメージを掲載しております。

40ページをご覧ください。

7、スケジュールといたしまして、仮校舎及び新校舎の建設スケジュールを掲載しております。

また、8、その他事項といたしまして、（1）新しい学校におけるプールの運用、（2）通学路の検討について記載しております。

続きまして、41ページには、（3）統合に向けた両校の交流、（4）新しい学校の学校名、校章、校歌等、（5）学童保育所の運用、（6）環境に配慮した整備について記載をしております。

42ページをご覧ください。

9、第七小学校・第九小学校に存する記念品・寄贈品等一覧といたしまして、卒業記念等による記念品等について整理をし、今後、新しい学校への継承方法について検討するとしております。

44ページをご覧ください。

44ページ以降は、10、資料といたしまして、東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議の概要や児童・保護者アンケートの調査内容等を巻末資料として掲載しております。

以上が基本構想（案）の概要であります。

本日、基本構想（案）の内容につきましてご承認をいただけたら、市議会全員協議会にて内容についてご説明をいたしまして、その後、パブリックコメント、また市民説明会におきまして市民の皆さまからご意見をいただく予定としております。その後、いただいたご意見等を踏まえまして、内容を固め、また後の定例会にて議決をいただき、基本構想として（案）を取りたいと考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑ございましたら、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 施設を造るに当たり、当初の計画よりも費用が高騰して困るところが多いと思いますけれども、今の段階では、その心配はいかがでしょうか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 今ご質問がありました費用面ですけれども、基本構想（案）の32ページをお開きいただきたいと思います。

コスト削減に向けた方策等でございますが、今後、建設に当たっては、コスト削減に向けた方策等に取り組むこととしておりますが、学校施設長寿命化計画を策定したときの建設費用と比較しますと、昨今の建築資材の高騰や人手不足などにより、現状はその見込み額を大きく上回るような状況でございますので、今ご覧いただいた32ページのように、今後、コスト削減に向けた方策等も考えながら、児童の皆さんが快適な学校生活を送ることを大前提として、できる限り費用を抑えて建設をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○岡田教育長 藤宮委員、よろしいですか。どうぞ。

○藤宮委員 では、太陽光発電や風力発電など何かいろいろ考えていらっしゃるのでしょうか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 基本構想（案）の41ページ、その他事項の（6）環境に配慮した整備をご覧ください。

1行目の後半に、太陽の光や自然の風を取り入れるなどの自然エネルギーの利用等による省エネルギー性能、太陽光発電等の再生可能エネルギー性能を備えた建築物とするため、検討を進めますとございますが、現段階では構想案として、大きな方針というか広いところを示させていただいて、今後の設計において、ご指摘いただいた内容などは構想に基づいて検討をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 5ページの③東大和市立小・中学校再編計画の再編に関する考え方の②で、1学級の規模を現行どおりにするとありますが、現行は既に3年生、4年生も35人学級となっているのではないかと思います。それに関連して、26ページの（d）新しい学校の児童数及びクラス数のところに、令和8年度と令和10年度の内訳が詳しく出ているのを見ますと、こちらは既に35人学級で児童数の推計が記載されていると思います。5ページに戻り、再編に関する考え方の④では、学級数の規模は12から18学級程度を原則としますとありました。現在、出生届が出ている子は大丈夫かと思いますが、それ以降のお考えですとか、また令和8年度内訳の学級数は18学級ですが、引っ越してくる子どもたちが増えることなどを想定しますと、推計が上限の18学級では厳しいのではないかと思います、そのあたりについてのお考えなどを聞かせていただければと思います。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 今ご質問がありました5ページの記載でございますが、こちらについては、③の東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）と書かせていただいておりますが、令和2年7月に策定したこの小・中学校再編計画の内容をそのまま掲載させていただいてまして、その時点の記載として、再編に関する考え方の④には、その他の学年は40人学級を前提としますと記載されており

ますが、今回の新校開設に当たっては、全学年の全クラスが35人学級という形になります。

26ページの（d）新しい学校の児童数及びクラス数については、その下に書かせていただいたとおり、令和元年5月時点の児童数の推計でございまして、令和8年度が18クラス、令和10年度が17クラスということですが、一番下の米印のところに記載されておりますが、令和元年に推計した令和5年度の児童数より、現在の令和5年度の実児童数の方が多い状況で、実際は推計ほど減少していないので、基本構想上は、令和10年度に開校する新校舎は17クラスに1クラスを足しまして18クラスを想定して、普通教室を確保するとしています。

また、今後、児童数は減少傾向ということで市では計画させていただいていますが、増加する状況になりましたときには、37ページを参照していただきますと、普通教室を18教室設定していますが、児童の方が多いという状況が今後将来的にあれば、37ページの2階平面イメージを見ていただくと、北側の普通教室7と西側の普通教室6の隣に多目的室とございますが、そちらの教室を普通教室として活用して、19クラス等になる状況があれば、対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 今後、児童数は減っていくと思っておりますけれども、今はあまり減っていない状況です。数字的な推計はまたこれから見ていかなければいけないと思いますが、これは誰にも読めないというところもありまして、ただモノレールが延びたりなど様々な要素がございますので、人が予想よりも減らないだろうということは想定の中にあります。そのような理由で、今課長が説明いたしました37ページの多目的室を児童数の増加にも柔軟に対応できるような部屋として用意をしておく必要があるだろうと考えております。今後も児童数については、改めて推計をする必要があると思っておりますけれども、現状としては、令和5年の調査に基づいた推計を最新の数値として活用し、基本構想を策定させていただきたいと思っているところでございます。また今後進めていく中で、状況に応じて対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございました。

○岡田教育長 ほかにはご質疑いかがでしょうか。

内野委員。

○内野委員 25ページの特別支援学級について伺います。部門及び室名が特別支援学級となっている欄を見ますと、0.5コマ×6室+プレイルーム（1コマ）、または0.5コマ×4室+1コマ×2室と記載されておりますが、この0.5コマというのはどのような感じなのか、説明の補足をしていただけると助かります。お願いします。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 今ご質問いただきました特別支援学級ですけれども、36ページをお開きいただきたいと思います。コマ数は図上に記載されておきませんが、36ページの図の1階平面イメージの昇降口の左側にピンクで色づけされたところがございますが、こちらが特別支援学級になります。

25ページに戻りまして、0.5コマ×6室+プレイルーム（1コマ）というのは、0.5コマが6室の3コマとプレイルームの1コマで4コマということですが、1コマは普通教室1室分であることから普通教室4室分となります。九小のわかば学級が現在5クラスですが、6クラスになる可能性もあるということで、こちらの特別支援学級の教室を0.5コマずつ6室に区切ることで6クラスにも対応できるようにしているほか、プレイルームも1コマ教室分ご用意をさせていただいています。さらにその特別支援学級の北側に多目的室（放課後子ども）と記載されている部屋がございますが、放課後は放課後子ども教室として使用されますけれども、日中は特別支援学級の皆さんが利用していただくことを想定しています。

また、別の案として、0.5コマ×4室+1コマ×2室というのは、同じく普通教室4室分ですが、わかば学級の児童の皆さんが集まって活動されることもあるということです。2コマは勉強する部屋として4室に区切りまして、残りの2コマを広い教室として児童の皆さんが集まる授業などに使用していただけるように想定しています。

以上でございます。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 2通りの案を示しており、今後進めていながら検討します。

○岡田教育長 内野委員。

○内野委員 状況により、狭くも広くも使えるように柔軟に対応ができる部屋という捉えでよろしいですか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 はい、結構です。

○岡田教育長 今後、設計がさらに進んでいくときに、そこを本当に柔軟に区切ることができるようにするのか、または、もう完全に動かないような壁にするのか、そのあたりは今後また検討していくというところでしょうか。

大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 はい。

○岡田教育長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩田委員、お願いします。

○岩田委員 2つ伺います。まず一つは、36ページの平面イメージの西側、体育館と学童保育所や集会所などの建物があり、その間に学童保育などの施設利用者の出入り口がありますけれども、駐車スペースというのはこの周辺に設ける予定はありますか。

それともう一つ伺いたいのは、現在、学校の教室の中のロッカーがどうしても狭いので、教材などの道具も多いですし、ロッカーを広くする予定はあるのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 1点目の駐車場に関しましてですが、こちらは東門と今ご指摘のありました西門を児童の皆さんが登校する門として使わせていただく予定としてございますので、車は全て北門から入っていただく形を想定してございます。集会室を利用される方も車で来られた場合は北門の駐車場スペースに止めていただいて、回ってきていただくことを想定しております。

また、2点目のロッカーに関しましては、37ページの一番右下の米印の2個目に、設計に当たっては、この方針をもとに、普通教室等の壁を可動式にしたかどうか等、児童にとってより良い教育環境となるよう、より具体的な事項を検討していきますと記載しており、先ほど教育長からも特別支援学級も設計の中で考えていくというお話がございましたが、ご指摘のありましたロッカー等も含めて、より良い教育環境となることを念頭に検討しながら設計を進めていきたいと考え

てございます。

以上でございます。

○岡田教育長 よろしいですか。集会室や学童の利用で車を活用する方も、基本的には北門から車は入っていくということで、子どもの安全性を確保する考えですか。

大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 おっしゃるとおり、児童の皆さんの動線と車の動線が重ならないようにしたいと考えてございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 先ほど岩田委員が質問されたロッカーのことと関係するかもしれないですが、24ページに平面図が載っていて、この教室の後ろの部分がロッカーになるのでしょうか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 そうです。このイラストは、おっしゃるとおり後ろがロッカーになっていることを想定したイラストでございますが、今後、その位置も含めて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○岡田教育長 鈴木委員。

○鈴木委員 関連してすみません。難しいかもしれないですけども、学校を訪問いたしますと、特に高学年あるいは中学生の教室は、児童・生徒でいっぱいです。その中で給食の配膳のスペースなども取らなければなりません。新校舎の教室の左右はおよそ1メートル広げられていますが、前後は8メートルのままで、ただ簡単に広げてといっても、教室がたくさんあるので大変なことであると思いますが、これは要望になりますが、可能な限り教室の前後も広くすることができるとよいと願っておりますので、よろしくお願いします。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 ありがとうございます。先ほど建設費用のお話もありましたけれども、ご意見として受け止めさせていただきながら、全体の面積なども

勘案して、検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○岡田教育長 小俣教育部長。

○小俣教育部長 検討開始当初から今の教室は狭いということで、新しい教室は8×9でどうかというところで検討を重ねて進めてきていますので、例えば8×9を大きくして9×9にするという話になると難しいのではという思いはございます。

先ほどロッカーの大きさについてもお話がありましたけれども、学校へ行くと思うことは、げた箱も小さくて、子どもたちの靴が入っていなかったりするのをよく見かけていまして、子どもの靴の大きさも今の学校ができた当時とは違って大きくなっているということを思っていました。新しく学校をつくるのであれば、げた箱も今の児童に合った大きさ、ロッカーについても様々な物の増加に対応して、また、学校の登下校でもいろいろな物を多く持ち運びしたりしているような状況がありますので、ロッカーやげた箱の配置などを含めて、やはり今の児童に合った学校づくりをしていかなければいけないと思います。ロッカーのサイズなどはまだ明確に決まっていませんけれども、このような視点も大事であると思いましたので、今後の基本設計や実施設計の中で配慮できるように尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○岡田教育長 内野委員、お願いします。

○内野委員 私は統合検討会議について伺いたいのですが、先日行われた10月18日の第6回で何かご意見等がもしありましたらそこを伺いたいのと、あと令和6年度も引き続きこの検討会議は開催されていくのでしょうか。その2つを教えてください。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 先日の10月18日の第6回の統合検討会議では案の内容を修正するようなご意見等はなく、統合検討会議の中では案としてご了承をいただいたというところでございます。

また、今後の統合検討会議の予定は、45ページに記載させていただいていますが、これから市民説明会およびパブリックコメント等をさせていただいてから最終の案ということで、令和6年1月に最後の開催をさせていただく予定でございます。

まして、基本構想を策定するための会議体ということで終了とさせていただきたいと考えてございます。その後、令和6年度になりますが、設計に当たりましては、地域の方に意見を伺えるような機会を検討していきたいと考えてございますが、この会議体については第7回で終了します。

以上でございます。

○内野委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

藤宮委員。

○藤宮委員 校庭の樹木というのは新しくするのでしょうか。国の法律や都、市の条例などで高木や低木の数が決まっていると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○岡田教育長 中橋学校施設更新等担当課長。

○中橋学校施設更新等担当課長 樹木に関して、校庭の北側や西側などの近隣の樹木に関しては、現状では具体的に決めている内容はございませんが、ただ今おっしゃったように基準等がございますので、例えば、東京都でしたら緑のまちづくり条例などがございますので、そちらに合わせて今後計画していくと思います。その中で高い木や低い木を組み合わせながら、学校に見合った樹木を選定していくというところでございます。

以上です。

○岡田教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 そのあたりを気にしないで業者に任せたりすると、初めは気にならないと思いますが、常緑樹や落葉樹の違いとか、どのくらいの高さまで育つ木なのかとか、やはりよく考えておかないと本当に手間がかかって先生方が後から大変になってしまうと思います。高木、中木、低木と本数は決まっていますが、木の種類までは決められていないはずですので、今は学校の中で枝なども焼却ができませんから、樹木の種類などはよく検討なさったほうがよいと思います。

○岡田教育長 中橋学校施設更新等担当課長。

○中橋学校施設更新等担当課長 今のご意見に関しまして、現状、学校を管理していますと、やはり木が大きく育って、その都度剪定をすると費用がかかる上、高木化に加え老木化などの課題もございますので、その辺りも踏まえて樹木の種類を選定していきたいというところでございます。平面イメージには円い緑の木が

ありますけれども、イメージであって全くこのとおりになるわけではないということはご承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

樹木の問題については、高くなるもの、葉が落ちるもの、桜であっても開花した後の花びらなどが落ちたもの、害虫の問題、香りの問題、キンモクセイをよい香りと思う方もいれば、苦手に思う方もいらっしゃいます。樹木を選ぶということは非常に難しい問題がございます。また近隣の方から見た景観の問題など、様々なことも考慮しながら設計されると思いますので、またそのあたりも配慮しながら今後進めていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

藤宮委員。

○藤宮委員 屋上の設計についてはどのような仕様ですか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 屋上については、37ページの3階平面イメージをご覧ください。西棟の部分は3階がもう既に屋根になってございまして、構想上、現時点では何もない状態ですけれども、今後、空調の室外機や太陽光発電を屋上に設置するなど、設計を進めていく中で屋上については検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○岡田教育長 屋上についても今後検討する可能性があるということでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ心配なことなどは今おっしゃっていただければと思います。

藤宮委員。

○藤宮委員 校庭についてはどのような仕様ですか。例えば芝にするのか土のまま砂利にするのかといったことです。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 具体的にはこれから検討させていただきますが、芝生にする予定はございません。土になろうかとは思ってございますが、今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○岡田教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 運動会のときなど、砂ぼこりを防ぐ対策があればお聞きしたいです。

○岡田教育長 中橋学校施設更新等担当課長。

○中橋学校施設更新等担当課長 砂ぼこり、粉じんはグラウンドの細かい砂が乾燥したり風が吹いたりすると、かなり舞ってほこりっぽくなり、学校の周辺にもご迷惑をかけてしまいますので、対策としてはやはりスプリンクラーを地中に埋め込みまして、スイッチを押すと自動で水が出るような設備を対策としては考えていきたいというところでおります。

以上です。

○岡田教育長 藤宮委員。

○藤宮委員 スプリンクラーを使用すると水道代が上がりますし、井戸水にすればよいと思うとそうではなくて、井戸水は上水道代はかからなくても下水道代は支払うことになるため、校庭に水をまくとしても様々な問題があると思います。

○岡田教育長 校庭を土にするとしても、芝生にするとしても、どちらも課題があり、費用もかかるかと思いますが、そのあたりも含めて今後の設計の段階で、基本的には子どもの安全であったり、近隣の方へご迷惑がかからないようにしたり、そういうようなところを考慮しながらの設計になるのかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。

岩田委員。

○岩田委員 九小と七小が仮校舎を建てて一緒に勉強を始める令和8年度までには、校歌や学校名などが決まる予定ですか。

○岡田教育長 大野新校開設担当課長。

○大野新校開設担当課長 41ページのところで、(4)に新しい学校の学校名、校章、校歌等ということで今後検討していきますけれども、現段階では決定の時期は未定でございまして、8年4月に新校になったときなのか、新しい校舎に移るときまでに一緒になって検討していくのか、また、その検討の仕方も含めて今後検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○岩田委員 ありがとうございます。

○岡田教育長 令和8年度で統合という形になりますと、今は5年度ですから、6、

7と2年間ぐらいしかないという状況ですので、今の段階で委員の方からこうあるとよいというようなことはありますか。

内野委員。

○内野委員 今のお話とつながるかは分かりませんが、七小と九小が一緒になるということで地域の方が大変注目されていて、地域の方の支えやサポートをする力がとても強い地域でもありますので、この基本構想をつくるに当たりまして会議が今まで行われていましたけれども、この先の中身の部分は地域の方をぜひ取り込んで、例えば九小が持っているもの、七小が持っているもの、それぞれを生かすという意味でもたくさん吸い上げていただいて、地域と一緒につくっていくというところを目指していただけたら、大変よいものができると思います。例えば名前や校歌というのは本当に一つしかないものですので、一つにまとめるのは大変難しいと思いますが、ここまで地域の方が注目していて何かしたいと思ってらっしゃると思いますので、そういったところも重視していただけたらすてきな学校になるのではと思いますので、お願いになりますが、よろしくお願いします。

○岡田教育長 ありがとうございます。

藤宮委員。

○藤宮委員 今おっしゃったことで、第六小学校まではナンバー校として残って、七小と九小が新しい全く違う名前になったとしても、八小はナンバー校として残りますか。

○岡田教育長 他地区においても、ナンバースクールの間の学校がなくなってしまうという自治体も当然数多くありますので、また統合して新しく建てた学校の名前をナンバーではない名前にする自治体もございますので、ナンバーの途中が抜けても何かに影響するということはあるまいというように、今までの経験ですとっております。

先ほど内野委員からも、地域の方のご意見やお考えを大事にしながら、校名や校章、校歌など、そういうようなところも今後検討していただければというようなお話もございましたので、参考にしてくださるとありがたいと思います。

ほかにはいかがですか。

最後にいいですか。確認ですけれども、これで基本構想（案）が基本構想となり、その後、基本設計に入っていきますが、その設計をしている中で、教育委員

の方に途中の経過などのご報告をする機会というのは、予定としてあるという状況ですか。

大野新校開設担当課長、お願いします。

○大野新校開設担当課長 先ほど委員からご意見がありましたとおり、地域のお声を聞きながら進めていくとともに、この教育委員会定例会の場等でも適宜説明させていただきたいのと、また市民の皆さまにも説明していきながら、設計のほうも進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○岡田教育長 小俣教育部長、お願いします。

○小俣教育部長 基本構想の案として本日お認めいただける場合、次は議会への説明と住民への説明会をしていきます。パブリックコメントも行うならば、そのご意見も教育委員の皆さまにはお知らせをさせていただくようになると思いますし、基本設計や実施設計も進んでいく中で、近況報告もさせていただくことになると思います。新しい学校名なども決まってくると、それは議決をいただく内容なのかというのも確認をしていかなければならないとも思いますし、様々なことを教育委員の皆さまにもご報告をしていくことになると思っておりまして、私どもも初めてのことで、様々なことを模索していく中で、まだ分からないことが多々あります。そのような中で、教育委員の皆さまにも当然知っておいていただくべきだろうという内容に関しましては、適宜報告や議案のときもあるのかかもしれませんが、教育委員の皆さまと情報共有をしながら、新校の開設まで進めてまいりたいと思っております。様々なことがまだこれからもあると思いますので、お力添えいただけますようによろしく申し上げます。

以上です。

○岡田教育長 改めていかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑のほうを終了したいと思います。

お諮りいたします。

第43号議案 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 8 第 4 4 号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第 8、第44号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

小俣教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第44号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市立第二小学校内に、学童保育所第二クラブ二小内育成室を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

別表第 1、学童保育所基準定員表中、東大和市立学童保育所第二クラブの項の次に、名称「東大和市立学童保育所第二クラブ二小内育成室」及び基準定員「30人」をそれぞれ追加するものでございます。

附則につきましては、施行日を令和 6 年 4 月 1 日とするものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○岡田教育長 では、質疑のほうを終了いたします。

お諮りいたします。

第44号議案 東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 9 その他報告事項

○岡田教育長 日程第 9、その他報告事項を行います。

報告事項（1）次期校務ネットワーク及びG I G Aスクールネットワーク検討

委員会設置要綱について、本件の報告をお願いいたします。

小野教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 こちらの検討委員会設置の理由についてお話しさせていただきます。

今導入している端末の使用期限が5年間ということで、令和7年度にいよいよ初めての更新ということで、それに向けて、2枚目になりますけれども、各小・中学校の管理職の方に検討委員会に入っていて、今の端末に対してのことですとか、こういうソフトを入れてほしいですとか、そういった声を我々も把握して進めていく会議でございますので、ご承知いただければと思います。

私からは以上です。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

説明付け足しでしょうか。小野教育部参事、お願いします。

○小野教育部参事兼教育指導課長 今の小・中学校の別表のところで訂正が1点ございます。申し訳ございません。委員下から2番目の第五小学校の副校長が高井亮ではなくて平松新太郎です。名前が違うということで、後ほど修正させていただきます。失礼いたしました。

○岡田教育長 訂正がございました。

では、何かご質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

これは、検討委員会のメンバーについて、この学校の関係の校長先生、副校長先生、また委員長、副委員長として指導課のほうで入っておりますが、このほかにも例えば委員ではないけれども、専門的な見地から意見をいただくことも想定としてあるのでしょうか。

小野教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 今教育長のおっしゃるとおりで、川山先生という本市のGIGAスクールアドバイザーという者もおりますので、そういった先生も会で必要となれば、お声かけさせていただいて、いろいろ指導・助言をいただこうと考えております。

以上でございます。

○岡田教育長 分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 ありがとうございます。

では、質疑のほうを終了いたします。

続きまして、報告事項（２）長期休業期間及び小学校第５学年における宿泊体験について、本件の報告をお願いいたします。

小野教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 こちらのほうは、教育委員会と小・中学校の校長会とで今進めているところで、方針が定まりましたのでお伝えさせていただきたいと思います。

まず、次年度の長期休業期間については、夏季休業期間、こちらにつきまして、小・中ともに１週間延長して８月３１日までという形で進めていきたいと考えております。冬季休業と春季休業も考えはありましたけれども、今回については変更なしという形でございます。

理由でございますが、一番の理由がやはり暑さ、異常な暑さというところ、また、教職員の働き方の見直しということにつなげていきたいと考えております。

２つ目が、土曜授業実施及び振り替え休業日についてということで、学期に１回は土曜公開授業を行って、地域の方や保護者の方に授業の様子を見ていただくという形で進めていきたいと考えております。原則として、土曜授業を行ったときには、月曜日等に振替を取るといった形でいきたいと考えております。

３つ目です。宿泊体験学習についてです。こちら、小学校については、６年生は日光全校実施しておりますけれども、５年生の移動教室については実施している学校と実施していない学校がございました。こちらは、令和７年度には全校実施という形で進めていくというような方針になっております。

そして、なかなか学校の声としまして、場所を見つけたり、实地踏査したりするところで非常に負担が大きいというお話を受けましたので、流れとしましては、まず今年度、令和５年度中に教育委員会のほうで候補地を見て探していきたいと考えております。令和６年度になりまして、小学校の管理職や先生方に一緒に現地に行っていただいて、实地踏査をして見ていただいて、令和７年度に向けた準備を進めていきたいと考えております。そして、令和７年度になりましたら、実際に宿泊など、子どもたちを連れていく担当の先生たちとともに实地踏査を行って進めていくというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

どうぞ、補足ですね。小野教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 前回、委員のほうからも費用の部分の負担などもいただいておりますけれども、同じく校長先生方からも多くいただいております。選定場所については、できるだけ費用がかからない場所と、それと1泊2日を想定しておりますので、あまり遠くならず交通時間が短いところ、近いところを探せばというように考えております。

以上でございます。

○岡田教育長 いかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 候補地の選定を教育委員会とするということですが、行き先は10校全部一緒ということですか。

○岡田教育長 小野教育部参事、どうぞ。

○小野教育部参事兼教育指導課長 いずれは全校一緒という形で考えております。次年度の令和6年度については、もう実施している学校もありますので、そこはその学校の意向を尊重して実施していただいて、ただし別の場所に行っている学校も一緒に実地踏査には行って見ていただいて、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○岡田教育長 夏休みが8月31日までというのは、以前にも教育委員の皆さまからご意見をいただいておりますけれども、小学校、中学校で一緒に統一した形で、これまでと同じように8月31日というようにしたと校長会でも話はしましたけれども、そのあたりのご意見はいかがですか。今後、決定ということであれば、管理運営規則のほうをまた変えていくということと、また教育委員会にもお諮りをするということになりますけれども、いかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 夏休みが長くなることに対して、校長先生たちのご意見は何かあったのかお聞きしたいと思います。

○岡田教育長 小野教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 小学校の校長につきましては、この暑さなので、ぜひ8月31日までに延ばしてほしいという声でございました。中学校の校長につきましては、3年生の卒業式が少し早くて、授業時数をやりくりするのが非常に大変なので、例えば、8月29日までを夏休みにして少し余裕を持たせるほうがよいというお声と、小・中学校合わせたほうが保護者の方もよいだろう、影響がないだろうという声もありまして、総合的に考えまして、一緒にするという形で進めております。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかはいかがですか。

どうぞ、藤宮委員。

○藤宮委員 このことについて、近隣の市などの他市はどうですか。

○岡田教育長 小野教育部参事。

○小野教育部参事兼教育指導課長 31日が多いです。また近隣の市では29日までというところも多かったです。本市のように1週間短いというところは少ないです。これから延ばすというところは、今のところ、本市の動きだけだろうというふう

に認識しております。

以上です。

○岡田教育長 ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 こういうことが今校長会で話をしているというご報告でございました。

では、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(3)令和6年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱(案)について、本件の報告をお願いいたします。

石川青少年課長。

○石川青少年課長 それでは、その他報告(3)令和6年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱(案)につきましてご説明申し上げます。

青少年課では、放課後におけます児童の居場所確保事業の一つといたしまして、児童館等で児童の見守りを行うランドセル来館事業を、こちら毎年度要綱を定めて実施をしております。

このランドセル来館事業と申しますのは、児童が下校後、自宅に帰宅せず、ラ

ンドセルを背負ったまま直接児童館に来館して、そこで児童館職員の見守りの下、放課後の時間を過ごすことができるという事業でございます。

令和6年4月1日からの利用に際しまして、先ほどご審議いただきました東大和市立学童保育所条例施行規則などの条例の規定に基づきまして、これから作成します学童保育所の入所の申請と合わせて、このランドセル来館事業の申請の案内を本年の11月末までに関係各所に配布をして、12月上旬から申請の受付を開始する必要がありますことから、当該この申請案内作成に先立ちまして、この令和6年度の実施要綱（案）の制定につきまして、今定例会にご報告をするものでございます。

それでは、その他資料報告の（3）の対照表でご説明をさせていただきたいと存じます。

網かけの部分が変更になっているところでございます。左側は現行の令和5年度で、右側は令和6年度の案でございます。4分の2ページをご覧ください。第6条として利用の手続がございます。次に4分の3ページをご覧くださいますと、令和6年度案としまして第6条の3がございまして、ひとり親の保護者は、戸籍（全部事項証明）または児童扶養手当証書等のひとり親であることを証する書類を申請書に添えなければならないという内容について追加をするものでございます。理由としましては、今年度の令和5年度から第3条の対象者として養育できる対象者の範囲の中に、ひとり親のご家庭の保護者が就職活動や求職活動をする場合についてもランドセル来館を利用できるとしてございますけれども、こちらの要件が正確に守られていることを確認するために追加をするものでございます。新たにこの第6条の3として追加をさせていただくことによりまして、以降の第6条の3及び4については、第6条の4及び5という形で項目をそれぞれ繰り下げるものでございます。

続きまして、4分の4ページをご覧ください。

附則でございますが、この要綱の施行日は令和6年4月1日からということになりますけれども、施行日以後のランドセル来館事業利用の承認及びこれらに関する必要な手続その他の行為につきましては、この施行日前においても令和5年12月1日からこの要綱の規定に基づいて行うことができるとするものでございます。

続きまして、この4ページの後のA4の縦の書式になりますが、令和6年度ラ

ンドセル来館の利用の申請書をお開きいただきたいと思います。

こちらは、令和6年度に使用予定の申請書の書式でございますが、令和5年度と記載内容そのものについては全く変更はございませんけれども、現在、青少年課のほうで導入の検討を進めております電子申請にも対応できるようにするために、機械のほうで記載された内容をそのまま読み取ることができるような書式に修正することを予定しているところでございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、お願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 改定後（案）第6条の3の「ひとり親の保護者は」とありますけれども、この「の」は「である」という言葉の置き換えですよ。2行目に「である」が記載されていますので、「ひとり親保護者は」というような言い方にしないと違和感を感じましたが、いかがでしょうか。

○岡田教育長 石川青少年課長。

○石川青少年課長 こちらで記載しております「ひとり親の保護者」とは、ひとり親である保護者を指しております。ひとり親は、こういった証書等のひとり親であることを証明するという文言で、記載をしております。よろしくお願いいたします。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかに質問はよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 ありがとうございます。

では、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（4）東大和市立中央図書館レファレンス室の一部における自習利用の試行に関する要綱（案）について、本件の報告をお願いいたします。

浴中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、その他報告の（4）でございます。東大和市立中央図書館レファレンス室の一部における自習利用の試行に関する要綱（案）についてご説明いたします。

要綱（案）そのものと新旧対照表がありますので、新旧対照表をご覧くださいながらご説明をさせていただきたいと存じます。

中央図書館におきましては、平成27年度より、学校の長期休業期間や受験シーズンなど日時を限定して会議室を自習室として開放する試行を行ってまいりました。これまでの実績を踏まえ、試行内容を中央図書館レファレンス室の座席の一部を自習席として開放する方式へ変更するため、要綱を策定するものでございます。

レファレンス室には座席が27席ございますけれども、座席の利用は、本来は室内にあります辞典類や統計等貸出し禁止の資料を用いての調べ物に限定しておりまして、レファレンス室の資料を用いない、持込みのみの自習は現在ご遠慮いただいております。しかしながら、これまで行ってきました日程を限定して会議室を開放する方式ですと、通年利用したいという要望に応えられないこと、また、レファレンス室の座席の利用件数もインターネットの普及等により減少傾向にあることなどの状況から、このような変更をしたものであります。

では、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

左側が現行の要綱で、右側が改正後の案でございます。本来ですと、こちらの要綱は改正というよりは新規の策定というように捉えておりますけれども、現行との比較ということで、このような表とさせていただきました。網かけをしている部分が今回内容を改める箇所でございますが、若干網が濃過ぎて肝腎のところがよく見えずに申し訳ございません。口頭で説明をさせていただきたいと存じます。

まず、要綱の題名であります。現行の「東大和市立中央図書館会議室の試行的開放に関する要綱」を「東大和市立中央図書館レファレンス室の一部における自習利用の試行に関する要綱」へ変更いたします。

第1条は要綱の目的であります。要綱の題名と同様に「中央図書館レファレンス室の一部を自習利用のために試行的に活用する」と変更しております。

第2条は、現行の要綱では「自習室は、中央図書館会議室をもって当てる」と規定しておりましたが、新要綱案では、第1条において既にレファレンス室の一部を自習利用として活用すると同じような内容を第1条で規定しておりますことから、第2条は削除するものであります。これに基づきまして、第3条以降は条番号を順次繰り上げいたします。

新要綱案の第2条でございますが、こちらは対象者について規定いたします。現行の要綱では、会議室を利用するのは自習する方に限定していたわけですが、新要綱案におきましては、レファレンス室を調べ物等の本来の使用目的で利用される方と自習で利用される方が混在することとなりますので、現行の要綱の「利用者等」という文言から「対象者」へ変更いたしまして、レファレンス室を自習のために利用できる者について規定をいたしました。

新要綱案の第3条でございますが、こちらは利用日及び利用時間であります。現行の要綱では、土曜日、日曜日を基本としまして、資料3分の2ページのほうへお移りいただきまして、第3項のほうに前二項の規定にかかわらず、中央館長は、特に必要があると認めたときは、利用日等を変更することができるとありますが、こちらを適用しまして、例えば夏休み等の平日等を利用日として試行しておりましたが、新要綱案では、曜日にかかわらず中央図書館の開館日は利用できるといようにいたします。

また、3分の2ページの第2項でございますが、利用時間につきましても、試行の結果、現行の要綱では開館30分後の10時30分から閉館15分前の4時45分までといたしておりましたが、そこまで狭めなくても業務に支障がないとこれまでの試行で確認できましたことから、レファレンス室の開室時間と同じ午前10時から午後5時までとすると規定いたしました。

新要綱案の第4条は定員についてであります。10人とさせていただきました。レファレンス室本来の利用と自習利用を両立させるためには何席がよろしいかということにつきましては、様々な議論をいたしましたけれども、こちらの定員で今回試行させていただくことといたしました。

新要綱案の第5条及び第6条につきましては、現要綱の「自習室」という文言を「レファレンス室」に置き換える等の文言整理であります。

3分の3ページにお移りいただきまして、附則でございますが、施行日につきましては、令和5年冬季からの変更ということで、令和5年12月1日からいたします。また、現要綱につきましては廃止といたします。

この新しい要綱に基づきまして、今後、令和5年の冬季といたしまして、令和5年12月1日から令和6年3月31日まで、また令和6年の夏季、令和6年7月1日から8月31日までの2シーズンについて試行を行いまして、その結果をもって以降の取扱いを決定していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたら、お願いいたします。

確認ですけれども、こちらの要綱の中には、冬季や夏季のことについては記載されてないでしょうか。

周知をするときに冬季や夏季については利用できる形にしていくということでしょうか。

浴中央図書館長。

○浴中央図書館長 そうです。

○岡田教育長 はい、分かりました。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○岡田教育長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和5年第10回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。
長時間にわたり大変お疲れさまでした。

午後 3時44分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

会 議 録 署 名 委 員